

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 7月 1日 (水) 午後1時30分から2時20分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール

3. 出席委員 (46名)

会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
		12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
21番	山口 兼史	22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (1名)

農業委員 11番 高田 博明

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

19番 藤岡 功 20番 松本 高秋

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合
 意解約通知について
 報告第4号 諸証明について
 報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地法第4・5条許可（令和2年5月定例総会分）について
 報告第8号 宇和島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 （令和2年5月16日～令和2年6月15日までの事務局処理事案）

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長補佐 福島 康生

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員23名であります。定足数に達しておりますので、令和2年7月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。長雨のちょっと貴重な天気の中で大変忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また2月過ぎからのコロナの影響によりまし

て、推進委員さんを始め農業委員さん双方とも、またコロナ関係の会議とか大変ご迷惑をかけているのではないかなと思います。ただコロナの関連に関しましては情報の流れているとおりになくなる事は無いというのは分かっている事ではありまして、もう最低限度の自分の身は守る。そして周りの人達にうつさない。そういう意識づけが今回はやっぱり薄い若い世代層でかなり広まっていつているのではないかなと感じております。あのやっぱりもうここに来たらもう若い子も年寄りもみんな一緒でございます。考え方を一つにしてコロナの対応を考えて実行に移していかなければいけないかなと思います。愛媛県はまだ流れる的には足踏み状態じゃないかなとは思いますが、昨日、松山の会議に出てきました。その中でも道後の方は県外の方が少しずつ多くなってきている状況であります。やっぱり松山が愛媛県下でダントツ、四国の中でもダントツ、それだけ人の流れが多いという事が数字的に出てますのでどうしたら良いかと言う事は漠然とした中でも分かってくると思います。もう一日も行政サイドも考える余裕は無いと思います、一つずつ出来る事をやっていってそれを浸透させてなるべくコロナにかからないような環境を作り出していくという事を基本にしてやっていってほしいと考えております。よろしく願いしたらと思います。

また6月が過ぎて半年が過ぎました。後4ヶ月で現在の委員さんの任期が終わります。後で局長の方からも現在は改選の流れの説明があると思いますけれども、今の所はさほど問題になるようなことはありません。順調に進んでおりますのでご報告しとつたらと思います。

またコロナに関するこれからの農業委員会の事業に関しましても、これからコロナがどうなるか若干分かりませんので、また急に農業委員さんを呼ぶとか、また書面手続きをするとか、軽い問題などに関しましていつ打ち出していくとかの可能性はあると思います。その時はご理解いただきましてご協力のほどよろしく願いしとつたらと思います。

またこの暑い中、利用状況調査が始まります。一つの重要な農業委員会の事業でございます。大変暑うございますので熱中症、体調の悪い人は構いませんので事務局の方に連絡をいただいて調整をしていただきたいと思いますので、そこら辺は十分注意をして遠慮なく相談をしていただきたいと思います。よろしく願いしたらと思います。

もう後4ヶ月、お互い体には十分気をつけて頑張っていきたいと思います。よろしく願いしたらと思います。以上で挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

失礼します。本日は高田委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に藤岡委員、松本委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第8号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本義広委員》

41番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。今回、改植事業の関係で□□□□さんが学校の先生をしているという事なので耕作ができないという事です。問題ないと思います。

《赤松聡委員》

42番、43番についてご説明いたします。42番の〇〇〇〇君と△△△△さんは親子でございます。今回、経営拡大という事で使用貸借権設定です。

43番について説明いたします。この土地は□□□□さんのお父さんが昔から当たられており、今回、◇◇◇◇さんに所有権移転という事になりました。〇〇〇〇君も△△△△君も若くて農業に真剣に取り組んでおられます。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

44番、45番について説明いたします。44番の〇〇〇〇さんの土地は△△△△さんが数年前から耕作をされておられます。□□□□さんは昨年から売買をしていますけど、ずっと土地を手放しておられまして、今回両者でまとまりまして所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

45番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。生前一括贈与でございます。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

46番、47番、48番についてご説明いたします。代表取締役の〇〇〇〇君ですが、△△△△さん□□□□さんはお父さんとお母さんですが、自分本人の名義のものを合わせて全部を自分の家の農業法人に貸し付けるという事で何ら問題ないと思います。

《山口義幸委員》

失礼いたします。49番、50番についてご説明いたします。二つとも関係があるので先に50番の方から説明をいたします。〇〇〇〇さんは農業とお寺の和尚さんです。丁度△△△△さんのお寺の裏に□□□□さんの畑を持っておられました。一人でこれからやっていくのがしんどいという事で、◇◇◇◇さんが畑をするという事で所有権移転となりましたが、〇〇〇〇さんは農業を少ししか面積を持っておりませんので、5反の反別を出すために△△△△さんにご相談いたしまして二人の間で賃貸借権設定をした上で□□□□さんと所有権移転となりました。◇◇◇◇さんは和尚さんであります。今までも雇用を使いながら農業をやっておりますので問題ないと思います。

《岡田委員》

51番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢でありまして耕作が中々できないという事で、誰か買っていただく人を探しておられましたが、△△△△さんが買うという話がまとまりまして今回、所有権移転となりました何ら問題ないと思います。

《永井委員》

52番について説明いたします。〇〇〇〇さんは自営業で土地が登記されたままでしたが、△△△△さんが買うという事で話がまとまり所有権移転となりました。何ら問題はありません。

《山口兼史委員》

53番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子で息子さんが作るという事で、経営拡大で所有権移転という事で何ら問題ありません。

54番、□□□□さんは高齢で誰か引き取ってくれないかという事で、◇◇◇◇さんが引き受けて所有権移転となりました。〇〇〇〇さんも真面目に農業をやっておられるので問題ないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。55番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは△△△△さんのお孫さんに当たります。新規就農をするという事で□□□□さんから土地を借りて柑

橋を作るという事であります。何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

56番について説明いたします。〇〇〇〇さんは耕作不便で耕作ができないという事で耕作者を探しておられました。近くで耕作をしている△△△△さんが耕作をするという事で所有権移転という事で何ら問題ありません。

《高木委員》

57番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは苗字が違いますが親子であります。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条にも基きまして河野委員の退席をお願いいたします。

.....

河野委員退席

.....

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

河野委員の入室を求めます。

.....

河野委員着席

.....

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上委員》

失礼します。番号3番についてご説明申し上げます。これは〇〇〇〇さんが今借家住まいだそうです。自分の所の農地を転用して自己住宅を建てるという議案です。

まず土地の立地ですが、△△△△中学校の真裏に当たりまして地目が田となっております。現況は柿の木と甘夏等が植わっておりまして、樹園地、畑になっている訳ですが、地目が田でございますので水利組合の同意がいるという事なのですが、このような土地で水利組合も農事組合も無く委員の確認で代理をしております。

そして第3種農地という事で、見ていただいたら分かりますが周りは住宅地であります。という事で転用に関して何ら問題はございません。水路もございませぬが関係はありません。6月29日に会長、代行、事務局、水野さん、行政書士さんに来ていただきまして現地調査をしております。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

4番について説明いたします。この土地はキウイ畑やった訳でございますが、年明けて出荷する物が増えまして農業用倉庫が手狭になりましたのでキウイ畑をつぶして農業用倉庫にしようかという事になりました。6月29日に会長、代行、事務局と見てきたのですが、何ら問題はないものと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。これより審議を行いたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題と

いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《藤井委員》

9番について説明いたします。6月29日に会長始め担当職員皆さんと現地調査を行いまして、関係者の中で色々と協議しまして、所有権移転について何ら問題ないと思います。

《大塚委員》

10番です。〇〇〇〇君と△△△△さんは孫とお爺ちゃんの関係です。今回、お爺ちゃんの土地を□□□□君に譲りましてそこに農業用倉庫を建てる予定でございます。水路等管理されておりまして何ら問題ありません。

《兵頭三千雄委員》

11番について説明します。〇〇〇〇さん、△△△△さんの土地を□□□□さんが譲り受けて住宅と駐車場にするという申請です。

この件については6月29日に会長を始め関係者で現地調査を行っております。この土地を転用することによって周囲に被害はなく問題ありません。

《木村委員》

12番についてご説明します。〇〇〇〇さんは現在自治体が所有する共同作業場の一部を借りて資材置場に利用しているのですが、この建物が老朽化して自治体がさばくという事になりまして、代替地が必要であった訳ですが、丁度隣に申請地がありまして、元は△△△△さんが母貝養殖をしていたので資材置場、倉庫を建てていたのですが旦那さんが亡くなって養殖は辞められて、そのままの状態です。現在まであったのですが、丁度□□□□さんがこれやったらこのまま資材置場、倉庫として利用できるという事で話がまとまりました。29日に関係者で現地確認をいたしました。始末書も提出されています。問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。これより審議を行いません。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第3号は原案とおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《安岡委員》

50番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△集落営農と今回、合意解約をいたしまして、新たに□□□□君と新規に賃貸借権設定をやるという事になっています。話を聞きますと〇〇〇〇までに□□□□さんがやっていたという事で、昔に戻したというような形になります。〇〇〇〇君は農業をやっておりますし、地域のリーダーとして頑張っておりますので何ら問題ないと思います。

《高木委員》

51番、52番についてご説明いたします。〇〇〇〇君は△△△△で中核的な存在で熱心に農業をされておられます。今回、□□□□さんと◇◇◇◇さんと賃貸借権設定です。何ら問題ないと思います。

《清家行範委員》

53番から57番について説明いたします。〇〇〇〇さんなのですがご両親共農家に出られておられて、野菜また稲を真面目にやられておられます。何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。58番から66番について説明いたします。先ほど合意解約の報告の際に〇〇〇〇さんからの解約の報告があったと思うのですが、その息子さんの△△△△さんが耕作するという事で貸借借権設定となりました。

□□□□さん、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんが△△△△さんの新規就農及び規模拡大という事で話がまとまりまして貸借借権の設定となりました。□□□□さんはこの先地域のリーダーとして活躍されると思いますので何ら問題ありません。

《河野委員》

67番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは叔父と甥の間柄でございます。□□□□さんは西日本豪雨で家屋が被災いたしまして、こちら◇◇◇◇の方を解体いたしまして、現在、三間町〇〇〇〇の方に家を建てられて住まわれております。

△△△△に勤められておられまして、中々耕作するのが難しいので甥の□□□□君の方に依頼をいたしまして、数年前から◇◇◇◇君が耕作をされています。今回正式に貸借借権の設定をしました。何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

68番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をやっている若手で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

69番、70番、71番についてご説明いたします。

69番の〇〇〇〇君と△△△△さんは親戚関係であります。岡山に居られて耕作不便という事で、今回□□□□君に貸借借権を設定したものです。

70番と71番の◇◇◇◇さんは65歳で、子供も農業はされておらず面積を少し減らしたいという事で、隣接地であります〇〇〇〇さんと△△△△さんに貸借借権設定いたしました。3人とも真面目に農業をされておられるので問題ないと思います。

《福岡委員》

72番から76番についてご説明いたします。

72番の〇〇〇〇さんは真面目に農業をされているのですが、田んぼは作りたくないという事で△△△△さんにお問い合わせする事となりました。□□□□さんにつきましてはご存知のとおりで何ら問題ないと思います。

75番について説明いたします。◇◇◇◇さんはこの間奥さんが亡くなられてまして、高齢で作れないという事で〇〇〇〇さんにお問い合わせをしました。

76番の△△△△さんにつきましては高齢で農業ができないという事で□□□□さんにお問い合わせしました。何ら問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。77番から80番の案件についてご説明いたします。

77番は〇〇〇〇市の△△△△さんでございますが、□□□□さんが作られている田んぼで、◇◇◇◇さんがよう作らないという事で、たまたま〇〇〇〇さんがその隣の水田を作られておられ話がまとまったようでございます。△△△△さんはずっとその隣の水田を作られていて問題ないと思います。

78番の案件ですが、□□□□さんは今回、◇◇◇◇さんと話がまとまったようでございます。〇〇〇〇を中心に水田、畑、野菜などを中心に頑張っておられます。認定農業者△△△△地区の会長でもありますし、別段問題ないと思います。

79番、80番の□□□□さんは熱心にミカン作りをやられておられます。今回、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんの水田を作るように話がまとまったようでございます。別段問題ないと考えられます。以上です。

《安岡委員》

82番から85番について説明いたします。今回、一括方式の関係なのですが受ける〇〇〇〇君は認定農業者でもありますし、地域のリーダーとして頑張っておられます。以前から△△△△地区に土地を構えて野菜を作っておりますが大変作りやすいというような事を言っておりました。今回そういった事も含めまして一括で土地を利用権設定するという事で何ら問題ないと思います。

《平山委員》

7番を説明いたします。〇〇〇〇さんは手が回らないため規模縮小したく隣接地である△△△△さんに相談したところ、双方で話がまとまり所有権移転となりました何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基きまして兵頭三千雄委員の退席をお願いいたします。

.....

兵頭三千雄委員退席

.....

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いしま

す。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり許可することと決定いたします。

兵頭三千雄委員の入室を求めます。

.....

兵頭三千雄委員着席

.....

以上で令和2年7月定例総会の議案を終了させていただきます。